

指 示

平成 23 年 4 月 21 日

栃木県知事
福田 富一 殿

原子力災害対策本部長
内閣総理大臣
菅 直人

貴県に対する、原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 20 条第 3 項に基づく平成 23 年 4 月 14 日付け指示は、下記のとおり変更する。

記

貴県において産出されたホウレンソウについて、当分の間、出荷を控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。ただし、那須塩原市又は塩谷町において産出されたものを除く。

(参考)

指 示

平成23年4月14日

栃木県知事
福田 富一 殿

原子力災害対策本部長
内閣総理大臣
菅 直人

貴県に対する、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第3項に基づく平成23年3月21日付け指示は、下記のとおり変更する。

記

貴県において産出されたホウレンソウについて、当分の間、出荷を控えるよう、関係事業者等に要請すること。